

厚生労働省食品衛生申請等システム利用方法

本システムはPC、タブレットだけでなくご自分のスマホでもお手続き可能です。

【保健所タブレットをご使用の場合の注意点】

操作方法が分からなくなった場合は、保健所職員へお声がけ下さい。

故障、異常を疑う場合はすぐに保健所職員へお声がけ下さい。

保健所タブレットを間違えて持ち帰らないようにお気を付け下さい。

落下させる等、破損した場合は弁償を求める場合があります。気を付けてご利用下さい。

※事前準備

アカウントの登録のためメールアドレスが必要です。

窓口のタブレットのみでは完結しません。ご自分のPC又はスマホをご用意してください。

店舗（キッチンカー）の図面と車検証を用意してください。

ご自分のPC又はスマホを使用する場合は写真のファイルサイズにご注意ください。

図面の写真は5MB以下、車検証等その他の写真は1MB以下まで対応しています。

右の二次元コードのURLにアクセスしてください。

(<https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>)

または、この画面が表示されたタブレットを保健所職員から受け取って下さい。



よくある質問

初めて利用される方は、「アカウントの作成はこちら」からIDを作成してください。
GビズIDを利用される方は、「GビズIDでログイン」をクリックしてください。

GビズIDを利用されない方

アカウントの作成はこちら

選択

パスワードを忘れた方はこちら

ログインID

パスワード

パスワードを表示する

ログイン



ホーム

手続きを実施される担当者の情報を入力してください。

入力後に「次へ」ボタンをクリックし、申請者・届出者の情報（基本情報・代表者情報）を入力してください。

「*」は必須項目

情報を入力（赤枠は必須項目）

担当者姓*

担当者名*

担当者姓フリガナ*

担当者名フリガナ*

担当者郵便番号

担当者都道府県

未選択

担当者市区町村

未選択

担当者町域

担当者番地等

担当者マンション名等

担当者電話番号

担当者ファクシミリ番号

担当者所属部署

店舗担当者の氏名、フリガナを入力
※店舗担当者：今、入力している人
お店の中で、国システムの操作を担当する人、または営業者、責任者



下部へスクロール

担当者ファクシミリ番号

担当者所属部署

担当者生年月日 1980-01-01

担当者電子メールアドレス*

パスワード*

パスワードを表示する

パスワード確認*

パスワードを表示する

秘密の質問*

答え*

今、手元のスマホやPCで確認
できるメールアドレス

パスワード（半角英数字8桁以上）、
秘密の質問と答えを設定
パスワードは、大切な情報です。
第三者に知られることがないように、
適切に保管して下さい。
第三者に推測されやすいパスワードの
設定は避けるようお願いします。

次へ 戻る

入力後、選択



情報を入力（赤枠は必須項目）

事業形態

法人

個人

屋号/商号* ※個人名
を入力してください

フリガナ*

事業者郵便番号*
自宅住所を入力してください

事業者都道府県* 未選択

事業者市区町村* 未選択

事業者町域*

事業者番地等

事業者電話番号*

事業者ファクシミリ
番号

代表者姓*

代表者名*

代表者姓 フリガナ*

代表者名 フリガナ*

生年月日* 1980-01-01

代表者電子メール
アドレス

代表者肩書

個人で営業する場合は個人を選択
個人を選んだ場合は、
営業者の氏名、フリガナ、
自宅住所、自宅連絡先を入力

個人を選んだ場合は、
営業者の氏名、フリガナ、
生年月日を入力

申請者・届出者となる法人の情報を入力してください。*登録後に法人⇄個人の変更はできないためご注意ください。
法人番号には国税庁の「法人番号公表サイト」に登録されている番号を入力してください。不明な場合は9を13桁で入力してください。

「*」は必須項目

事業形態
 法人
 個人

法人番号*

会社名称*

フリガナ*

事業者郵便番号

事業者都道府県* 未選択

事業者市区町村* 未選択

事業者町域*

事業者番地等

事業者電話番号*

事業者ファクシミリ番号

会社で営業する場合は法人を選択
法人を選んだ場合は、
法人番号(13桁)、会社の名前、フリガナ、
会社所在地、会社連絡先を入力



個人、法人どちらの場合も下部へスクロール

代表者名 フリガナ*

代表者電子メールアドレス

代表者肩書

入力後、選択



以下の食品等事業者の基本情報で登録します。
内容に問題がない場合は「登録」ボタンをクリックしてください。

担当者姓埼玉
担当者名太郎
担当者姓 フリガナサイタマ
担当者名 フリガナタロウ
担当者郵便番号
担当者都道府県埼玉県
担当者市区町村さいたま市浦和区

入力した内容が表示されるので誤りがないか確認



下部へスクロール

代表者生年月日1980-01-01

代表者電子メールアドレス

代表者肩書

誤りがなければ登録

登録

戻る

代表者名 フリガナハナコ

代表者生年月日1980-01-01

代表者電子メールアドレス

代表者肩書

登録しますか？

キャンセル

OK

登録

戻る

ひと、暮らし、みらいのために



ログイン マニュアル

本文へ よくあるご質問 (FAQ)
文字サイズの変更

検索 大 特大

食品等事業者基本情報登録 >> 完了

- 仮登録完了後、引き続き本登録手続きが必要です。
仮登録完了後に、ご登録いただきましたメールアドレスに本登録のご案内メールをお送りしております。
メールに記載のURLより本登録手続きをお願いいたします。

食品等事業者の基本情報の仮登録が完了しました。
登録した基本情報は、トップメニューの食品等事業者基本情報詳細から参照してください。

ログインID

hanako@syokuhin.co.jp

← ログインID (メールアドレス) が表示

閉じる



厚生労働省 (法人番号 6000012070001) 食品衛生申請等システム
このサイトについて ・ 利用規約 ・ 免責事項 ・ 著作権 ・ プライバシーポリシー
ウェブアクセシビリティ ・ 御意見・お問い合わせ
Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Rights reserved.

※窓口タブレットの場合、ここからは

ご自分のスマホ、PCでの操作

食品衛生申請等システムからの通知案内

登録したメールアドレスにこのようなメールが届くので、

食品衛生申請等システムのご利用、誠にありがとうございます。赤線の URL にアクセス
本システムを利用するにあたり、アカウントの新規登録の申請を受けました。

【利用者名】食品花子
【屋号、商号】食品商店

24時間以内に、下記URLにアクセスしてアカウント登録を完了させてください。

https://ifas.mhlw.go.jp/faspub/link.do?i=IO_S010102_1&p=61742eb47ecd4e4da7ee012b9735ea8a&p=/faspte

※アカウント登録の完了をせずに24時間を経過してしまった場合は、再度アカウント登録から実施ください。

●アカウント有効化後、次回のログインはこちらから

※※ ログインIDは、メールアドレスです ※※

<https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/>

●よくある質問 (FAQ)

<https://ifas.mhlw.go.jp/faq.htm>

●マニュアル

<https://ifas.mhlw.go.jp/manual/>

※ご案内のメール内容につきまして、身に覚えがない場合は、本メールを破棄ください。
また、本メールは送信専用アドレスを使用しているため、返信されても受信できません。
ご了承ください。



ひと、暮らし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ログイン マニュアル
本文へ よくあるご質問 (FAQ)
文字サイズの変更
標準 大 特大

食品等事業者有効化

本システムをご利用いただき、誠にありがとうございます。
下のボタンをクリックして、アカウントを有効化してください。

アカウント有効化 ← クリックして有効化



ひと、暮らし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

AWS 食品衛生/食品花子 ログアウト マニュアル
本文へ よくあるご質問 (FAQ)
文字サイズの変更
標準 大 特大

食品衛生申請等システム
The Food business Application System
for licenses, export certificates, and report of food recalls

営業許可・届出 メニュー



ご自分のスマホ、PCでもそのまま作業できます

初めて利用される方は、「アカウントの作成はこちら」からIDを作成してください。
GビスIDを利用される方は、「GビスIDでログイン」をクリックしてください。

保健所のタブレットを使う場合はもう一度この画面を表示
(<https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>)

GビスIDを利用されない方

アカウントの作成はこちら

パスワードを忘れた方はこちら

ログインID

パスワード

パスワードを表示する

ログイン



先ほど設定したID、
パスワードでログイン

営業届出

アカウント管理

営業許可申請をされる方はこちら
(PC版画面に移動します)

営業許可なのでこちらを選択

ログアウト

メニュー

営業許可・届出

食品リコール

マイアカウント管理

許可営業施設一覧

選択

営業許可済みの情報、及び、営業許可申請中の情報が一覧されています。
新たに営業許可申請を行う場合は「新規申請」ボタンをクリックしてください。また、それぞれの一覧から参照や手続きを行って下さい。

申請者情報

法人番号

氏名 (法人の場合は法人名)

フリガナ

法人の代表者の氏名

フリガナ

先ほど設定した内容が表示

ページ下部へスクロール

新規申請を選択

情報を入力（黄色は必須項目）

名称、番号又は記号	埼玉県庁	キッチンカーの屋号	店舗（キッチンカー）の情報を入力 営業場所が決まっていない場合は、 保健所所在地を記載
フリガナ	サイタマケンチョウ	キッチンカーの屋号	
郵便番号	3309301	主な営業場所（埼玉県内）	
郵便府県	埼玉県	の住所を入力	
市区町村	さいたま市浦和区	番地までわからない場合は 空欄で構いません	
地域	高砂		
マンション名等			
電話番号	000-000-0000		
ファクシミリ番号	000-000-0000		
電子メールアドレス	abcde@pref.saitama.lg.jp		
営業車の自動車登録番号		車のナンバーを入力	「食品衛生法 55 条第 2 項」とは？ ・ 営業を営もうとする者が、以下の 1 から 3 のいずれかに該当する場合は、該当の「有」を選択してください。 ・ 「有」に該当する場合、該当するものを選択してください。 1：食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過していない場合 2：食品衛生法第 59 条から第 61 条までの規定により許可を取り消され、その取消の日から起算して 2 年を経過していない場合 3：法人であって、その業務を行う役員のうち 1 号、2 号のいずれかに該当する方がいる場合
主として取り扱う食品又は添加物	75 その他の食料品	例：大宮 100 あ 1 2 3 4	
主として取り扱う食品又は添加物（自由記載）			
業態			
法第 55 条第 2 項の色号のいずれかに該当することの有無	無		
法第 55 条第 2 項の色号のいずれかに該当する場合の内容	未選択		
自動販売機の設置			
施設の構造及び設備を示す図面	事業譲渡以外の場合、必須項目です。下方にある「ファイル登録」ボタンから登録してください。		
営業を譲り受けたことを証する書面等	事業譲渡の場合、必須項目です。下方にある「ファイル登録」ボタンから登録してください。		
使用水の種類	水道水		
水質検査の結果			



主として取り扱う食品又は添加物の選択

主として取り扱う食品又は添加物は大まかな食品の分類を検索して選択してください。

日本標準商品分類の選択

総務省で刊行されている日本標準商品分類から、該当する食品等の一般名称を選択して下さい。

検索条件

大分類: 未選択

名称: 菓子

検索 クリア 閉じる

商品コードと名称

1~10件目/26件中

	コード	名称			
選択	72522	農産加工食品	めん・パン類	パン類	菓子パン
選択	727	分類を選択	菓子類		
選択	72702			焼き菓子	
選択	727029				その他の焼き菓子
選択	72704			油菓子	
選択	727049				その他の油菓子
選択	72705			和生菓子	
選択	727059				その他の和生菓子
選択	72706			洋生菓子	
選択	727064				シュー菓子類



分類を選択すると元の画面に戻ります。
下部へスクロール

営業の種類/許可情報

申請区分: **新規** (選択)

営業の種類: **飲食店営業** (選択)

許可番号: _____

初回許可年月日: _____

新規と飲食店営業を選択

営業種類の説明: 申請する「営業の種類」を設定してください。設定方法は下記を参照してください。
 ■追加方法: [+] ボタンをクリックします。 ■削除方法: 削除対象の口をチェックして、[-] ボタンをクリックします。

食品衛生責任者又は食品衛生管理者の情報

責任者氏名: **埼玉 太郎** (入力)

フリガナ: **サイタマ タロウ** (入力)

資格: **⑩知事等が行う講習会又は知事等が適正と認める講習会受講者** (選択)

受講した講習会、資格取得年月日等: **埼玉県食品衛生責任者養成講習会 資格標第0000000号** (入力)

管理者氏名: _____

フリガナ: _____

資格: 未選択

受講した講習会、資格取得年月日等: _____

食品等の指定: **食品衛生管理者の項目は記載不要** (選択)

**食品衛生責任者の方の氏名を入力
持っている資格を選択**

**食品衛生責任者養成講習会を受けた場合は、
⑩知事が行う講習会...を選択**

**資格を取った講習会の名前や、日付、
資格者証に書いてある番号等を記載**

衛生管理情報

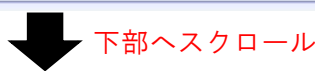
衛生管理計画: **有** (選択)

HACCPの取組: **②HACCPの考え方を取り入れた衛生管理** (選択)

輸出食品取扱施設: 無

HACCPについて選択

通常のキッチンカーは②HACCPの考え方を取り入れた衛生管理



指定成分等含有食品を取り扱う施設

営業施設ごとの個別基準

営業施設ごとの個別基準: 未確認

営業施設基準 (選択)

営業施設に共通する基準

表示される **店舗（自動車）の設備が基準に該当するか選択**

一 施設は、屋外からの汚染を防止し、衛生的な作業を継続的に実施するために必要な構造又は設備、機械器具の配置及び食品又は添加物を取り扱う量に応じた十分な広さを有すること。	YES
二 食品又は添加物、容器包装、機械器具その他食品又は添加物に接触するおそれのあるもの（以下「食品等」という。）への汚染を考慮し、公衆衛生上の危害の発生を防止するため、作業区分に応じ、間仕切り等により必要な区画がされ、工程を踏まえて施設設備が適切に配置され、又は空気の流れを管理する設備が設置されていること。ただし、作業における食品等又は従業員の経路の設定、同一区画を異なる作業で交替に使用する場合の適切な洗浄消毒の実施等により、必要な衛生管理措置が講じられている場合はこの限りではない。なお、住居その他食品等を取り扱うことを目的としない室又は場所が同一の建物にある場合、それらと区画されていること。	YES
三 施設の構造及び設備	
イ じん埃、廃水及び廃棄物による汚染を防止できる構造又は設備並びにねずみ及び昆虫の侵入を防止できる設備を有すること。	YES
ロ 食品等を取り扱う作業をする場所の真上は、結露しにくく、結露によるかびの発生を防止し、及び結露による水滴により食品等を汚染しないよう換気が適切にできる構造又は設備を有すること。	YES
ハ 床面、内壁及び天井は、清掃、洗浄及び消毒（以下この表において「清掃等」という。）を容易にすることができる材料で作られ、清掃等を容易に行うことができる構造であること。	YES
ニ 床面及び内壁の清掃等に水が必要な施設にあつては、床面は不透水性の材質で作られ、排水が良好であること。内壁は、床面から容易に汚染される高さまで、不透水性材料で覆張りされていること。	不適用
ホ 照明設備は、作業、検査及び清掃等を十分にすることのできるよう必要な照度を確保できる機能を備えること。	YES
ヘ 水道事業等により供給される水又は飲用に適する水を施設の必要な場所に適切な温度で十分な量を供給することができる給水設備を有すること。水道事業等により供給される水以外の水を使用する場合にあつては、必要に応じて消毒装置及び浄水装置を備え、水源は外部から汚染されない構造を有すること。貯水槽を使用する場合にあつては、食品衛生上支障のない構造であること。	YES
ト 法第十三条第一項の規定により別に定められた規格又は基準に食品製造用排水の使用について定めがある食品を取り扱う営業にあつてはへの適用については、「飲用に適する水」とあるのは「食品製造用排水」とし、食品製造用排水又は殺菌した海水を使用できるように定めがある食品を取り扱う営業にあつてはへの適用については、「飲用に適する水」とあるのは「食品製造用排水若しくは殺菌した海水」とする。	
チ 従業員の手指を洗浄消毒する装置を備えた流水式手洗い設備を必要な個数有すること。なお、水性は洗浄後の手指の再汚染が防止できる構造であること。	YES
リ 排水設備は次の要件を満たすこと。 (1) 十分な排水機能を有し、かつ、水で洗浄をする区画及び廃水、液性の廃棄物等が流れる区画の床面に設置されていること。 (2) 汚水の逆流により食品又は添加物を汚染しないよう配管され、かつ、施設外に適切に排出できる機能を有すること。 (3) 配管は十分な容量を有し、かつ、適切な位置に配置されていること。	未選択 NO YES 不適用

下部へスクロール

(1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、冷凍、包装及び保管をするための室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。

(2) 原材料を保管する室又は場所に冷蔵又は冷凍設備を有すること。

(3) 製品を製造する室又は場所は、製造する品目に応じて、加熱、殺菌、放冷及び冷却に必要な設備を有すること。

(4) 製品が摂氏マイナス十五度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷凍室及び保管室を有すること。

ハ 令第三十五条第三十号に掲げる営業以外の営業で密封包装食品を製造する場合にあっては、第一号から第四号までに掲げるものに加え、次に掲げる要件を満たす構造であること。

(1) 原材料の保管及び前処理又は調合並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有し、必要に応じて容器包装洗浄設備を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。

(2) 原材料の保管をする室又は場所に、冷蔵又は冷凍設備を有すること。

(3) 製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、解凍、加熱、充填、密封、殺菌及び冷却に必要な設備を有すること。

営業施設ごとの個別基準

営業の種類 施設基準(特定基準)

①飲食店営業 自動車において調理をする場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。

(1) 簡易な営業にあっては、一日の営業において約四十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。

(2) 比較的大量の水を要しない営業にあっては、一日の営業において約八十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。

(3) 比較的大量の水を要する営業にあっては、一日の営業において約二百リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。

設定 最後に選択

最後にキッチンカーの給排水タンクの項目

YES

不適用



開示情報確認

申請者氏名 公開 非公開

申請者住所 公開 非公開

営業施設名称、屋号又は商号 公開 非公開

営業施設所在地 公開 非公開

営業施設連絡先 公開 非公開

開示したくない情報を選択

ファイル登録 確認 削除 戻る 一時保存

履歴一覧 選択

履歴番号	更新日	更新者	ステータス	申請区分



許可営業施設登録 >> ファイル登録

営業許可の申請に必要なファイルを設定して下さい。
ファイルの指定が完了後「設定」ボタンをクリックしてください。

ファイルの選択から、写真又はビデオを撮るを選択し、店舗（キッチンカー）の図面を登録

施設の構造及び設備を示す図面 ファイルが選択されていません

営業を譲り受けたことを証する書面等 ファイルが選択されていません

水質検査の結果 ファイルが選択されていません

その他必要書類① ファイルが選択されていません

その他必要書類② ファイルが選択されていません

その他必要書類③ ファイルが選択されていません

その他必要書類④ ファイルが選択されていません

その他必要書類⑤ ファイルが選択されていません



メニュー

営業許可

写真またはビデオを撮る



フォトライブラリ



ブラウズ



施設の構造及び設備を示す図面

ファイルを選択

ファイル未選択

ファイルクリア

営業を譲り受けたことを証する書面等

ファイルを選択

ファイル未選択

ファイルクリア

水質検査の結果

ファイルを選択

ファイル未選択

ファイルクリア

許可営業施設登録 >> ファイル登録

選択

営業許可の申請に必要なファイルを設定して下さい。

ファイルの指定が完了後「設定」ボタンをクリックしてください。 図面の写真が登録される

施設の構造及び設備を示す図面

ファイルを選択

1枚の写真

ファイルクリア

営業を譲り受けたことを証する書面等

ファイルを選択

ファイル未選択

ファイルクリア

水質検査の結果

ファイルを選択

ファイル未選択

ファイルクリア

その他必要書類①

ファイルを選択

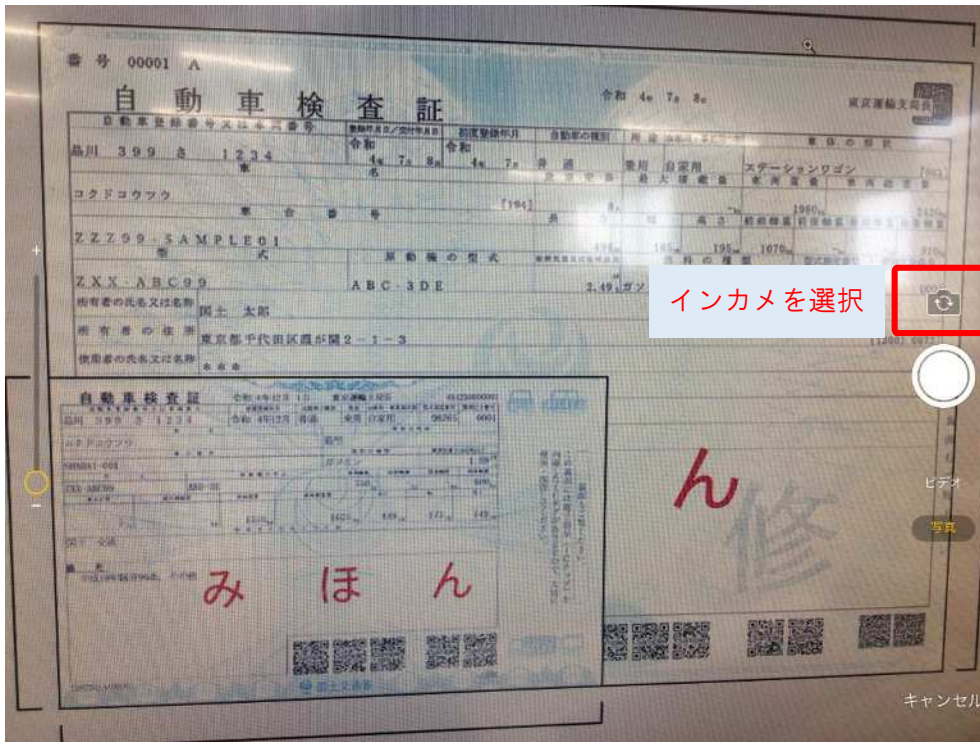
ファイル未選択

ファイルを選択

選択

ファイルクリア

カメラが起動するので図面を撮影し、登録する
続けて車検証を登録



車検証の撮影は液晶側のカメラ
(インカム)を使用してください。

※外側のカメラを使用するとシ
ステムの容量をオーバーしてし
まいます。



その他必要書類③ ファイルを選択 ファイル未選択
ファイルクリア

その他必要書類④ ファイルを選択 ファイル未選択
ファイルクリア

その他必要書類⑤ ファイルを選択 ファイル未選択
ファイルクリア

備考

備考欄に自動車の保管場所住所、
タンク容量を入力

設定 最後を選択



開示情報確認

申請者氏名 公開 非公開

申請者住所 公開 非公開

営業施設名称、屋号又は商号 公開 非公開

営業施設所在地 公開 非公開

営業施設連絡先 公開 非公開

ファイル登録 確認 削除 戻る 一時保存

履歴一覧 選択

|< << < 0~0件目/0件中 >> >|

履歴番号	更新日	更新者	ステータス	申請区分



輸出品取扱施設 未選択

施設情報

飲食店営業のうち簡易飲食店営業の施設

生食用食肉の加工又は調理を行う施設

ふくろの処理を行う施設

指定成分等含有食品を取り扱う施設

営業施設基準

その他提出資料

その他必要書類①

その他必要書類②

その他必要書類③

その他必要書類④

その他必要書類⑤

備考 埼玉県海州区高砂3-15-1
大宮0000あ〇〇-〇〇

開示情報確認

申請者氏名 公開

申請者住所 公開

営業施設名称、屋号又は商号 公開

営業施設所在地 公開

営業施設連絡先 公開

登録 戻る

stg.ifas.mhlw.go.jp の内容
登録しますか?

OK キャンセル

表示された画面の内容に問題がなければ
ページ下部の「登録」を選択

ページ下部の「登録」を
選択した後に表示される



① 正常に登録しました。

営業施設情報の営業許可申請が完了しました。
登録した営業施設情報の営業許可申請は、許可営業施設一覧から確認出来ます。

整理番号

LIC20230000000610

連続届出

戻る

この画面が表示されれば登録完了
保健所窓口で入力している場合は、
保健所職員にお声がけ下さい。